

1. 件名：原子力安全のためのマネジメントシステム規定（JEAC4111）の改正内容の確認について

2. 日時：令和3年2月26日（金） 10：00～11：30

3. 場所：原子力規制庁 2階会議室B

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査監督総括課 岡村係長

専門検査部門 小坂企画調査官、田中主任原子力専門検査官

（以下、テレビ会議システムによる出席）

日本電気協会 品質保証分科会 副分科会長 他3名

5. 要旨

日本電気協会より、原子力安全のためのマネジメントシステム規定（以下「JEAC4111」という。）の検査制度見直しに伴う改正内容について資料に基づき説明があった。このなかで、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年度原子力規制委員会規則第2号。以下「品管規則」という。）第4条に定める「実効性を維持する」を、JEAC4111では「有効性の継続的な改善」と同義として用いるとのことだった。

原子力規制庁から、検査制度見直しに伴う品管規則の改正は以下の考えであり、JEAC4111の「有効性の継続的な改善」と同義とは判断できない旨を伝えた。

- ・原子力規制検査の考え方を踏まえ、品管規則を「有効性」から「実効性」へ用語を改めた。
- ・品管規則で用いている「実効性」とは「立案した計画どおりに実行した結果、当然、計画の目的を達成できること」であり、また、「実効性を維持する」とは「その状態を維持すること」である。したがって、継続的な改善を意図して「実効性を維持する」を用いていない。

日本電気協会より、JEAC4111の改正プロセスは終了しており反映しないが、今後どのような対応ができるか検討するとのことだった。

6. 配布資料

品管規則及び解釈の用語との対応表（日本電気協会）